

明石市いじめ防止基本方針

素案（案）

令和〇年〇月

明石市

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 本基本方針で使用する用語の定義 | 5 |
| 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方 | |
| 1 いじめの定義 | 6 |
| 2 いじめ防止対策推進法の基本理念 | 6 |
| 3 いじめの禁止 | 6 |
| 4 いじめに対する姿勢 | 7 |
| 5 いじめの解消 | 7 |
| 6 児童生徒の意見表明権の確保 | 7 |
| 第2 いじめ防止等における取組 | |
| 1 いじめ防止等の対策のために学校が取り組むこと | |
| (1) 学校および学校の教職員の責務 | 8 |
| (2) 学校が行う取組（推進法に規定するもの） | 8 |
| (3) 学校がいじめ防止等のための取組を行うにあたっての姿勢 | |
| | 9 |
| 2 いじめ防止等のために教育委員会が取り組むこと | |
| (1) 教育委員会の責務 | 11 |
| (2) 教育委員会が行う取組（推進法に規定するもの） | 11 |
| (3) 教育委員会がいじめ防止等のための取組を行うにあたっての姿勢 | |
| | 12 |
| 3 いじめ防止等のために市が取り組むこと | |
| (1) 市の責務 | 12 |
| (2) 市が行う取組（推進法に規定するもの） | 13 |
| (3) 市がいじめ防止等のための取組を行うにあたっての姿勢 | |
| | 14 |
| 4 いじめ防止等のために保護者が取り組むこと | |
| (1) 保護者の責務 | 14 |
| (2) 保護者が行う取組（推進法に規定するもの） | 16 |
| (3) 保護者がいじめ防止等のための取組を行うにあたっての姿勢 | |
| | 16 |
| 5 いじめ防止等のために地域の方ができること | 16 |
| 6 いじめ防止等のために児童生徒ができること | 17 |
| 第3 重大事態への対処 | |
| 1 重大事態とは | 17 |

| | |
|---------------|----|
| 2 重大事態への対処 | 18 |
| 3 平時からの備えの重要性 | 18 |
| 第4 評価検証 | 19 |
| 第5 本基本方針の見直し | 19 |

はじめに

明石市いじめ防止基本方針（以下「本基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第12条¹に基づき、本市における子どものいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

すべての子どもには、かけがえのないひとりの人として尊重され、愛情を受けて健やかに成長し、幸せに生きる権利があります。子どもがこの権利を全うするためには、社会が子どもにとって安心して暮らせる場所でなければなりません。子どもが安心して暮らせる社会をつくるのは、大人の責任です。

これまで、本市では、明石市子ども総合支援条例の基本理念²の下、いじめへの対策はもちろん、子どもの貧困、児童虐待など、さまざまな観点から子どもが安心して暮らせる社会をつくる取組を行ってきました。いじめのない社会、貧困のない社会、児童虐待のない社会、いずれも子どもが安心して暮らせる社会に不可欠な要素です。

その中でも、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。特に児童生徒期におけるいじめは、将来にわたって、人間関係構築の困難やひきこもり、自殺リスクの高さなど、いじめられた児童生徒の人生に重大な影響を及ぼすこともあります。

また、現在の児童生徒は、幼いときから、整備されたインターネット環境の中で多くの情

¹ いじめ防止対策推進法
(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針（注：同法第11条により文部科学大臣が定める国といじめ防止基本方針のこと）を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

² 明石市子ども総合支援条例
(基本理念)

第3条 こどもへの支援は、こどもが成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

2 こどもへの支援は、障害等の有無にかかわらず、こどもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

3 こどもへの支援は、こどもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。

4 こどもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

報に接しており、自分専用のスマートフォンを持つ児童生徒も増えています。世界中の情報にアクセスできることは児童生徒にとって視野を広げる良い機会である反面、情報の取捨選択やコミュニケーションツールの利用方法について適切な理解がなければ、予期せぬトラブルに巻き込まれたり、意図せず人を傷つけたりすることがあります。実際に、SNS上の児童生徒間トラブルについて学校が保護者から相談を受けるケースは増えており、学校における対面での関わりと放課後のSNS上のやり取りが相互に影響を及ぼし合って、児童生徒の人間関係を構成していると言っても過言ではありません。そのような状況の中では、学校と家庭との双方から児童生徒の様子を見守り、対処していく必要があり、その前提として学校と保護者との間の連携体制の構築が重要となります。特にインターネット上のトラブルは周囲から見えにくいので、いじめの早期発見のためには、小さな気づきを共有しておくことも必要です。

このような現代の状況も踏まえ、こどもたちが安心して暮らすことのできる社会をつくるために大人は何ができるのかという課題意識から、このたび、明石市いじめ防止基本方針を策定することになりました。

こどもは社会を映す鏡です。まずは、大人がこどもの手本となり、いじめの問題について真剣に取り組む姿を見せなければなりません。

明石のこどもたちは、明石の未来であり、未来の日本の姿でもあります。何か困ったことがあつたら、周囲の大人に相談すれば話を聴いてもらえること、大人がきちんと手を差し伸べて助けてくれること、困りごとの解決に向けて大人が適切な方向に導いてくれること、そのような環境がこどもにとって安心して暮らせる社会の一つのあり方であり、大人がこどもに引き継いでいかなければならない社会のかたちであると考えています。

本基本方針は、こどもが安心して暮らせる社会の実現を目指し、いじめという観点から、どのような考え方で市がいじめ防止等のための対策を行っていくかを定めるものです。本市は、本基本方針の考え方を軸に、強い意志をもって、学校・家庭・地域社会を含めた市民総がかりでいじめ防止等のための対策に取り組んでいきます。

本基本方針で使用する用語の定義

| | |
|---------|--|
| いじめ | 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（推進法第2条第1項） |
| いじめの防止等 | いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処（推進法第1条） |
| 重大事態 | ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (推進法第28条第1項) |
| 学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。） |
| 児童生徒 | 学校に在籍する児童又は生徒（推進法第2条第2項） |
| こども | 心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条第1項） |
| 保護者 | 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者 ※いじめ防止対策推進法は、「保護者」を「親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）」（第2条第4項）と規定するが、実際には、親権者でない親や未成年後見人でない祖父母等が中心となって児童生徒の監護養育をしている家庭もある。いじめ防止等の取組においては、実際に児童生徒を監護養育している者の関わりが不可欠であることから、本基本方針においては児童福祉法第6条の定義を参考に上記のとおりの定義とした。 |

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条第1項）。

2 いじめ防止対策推進法の基本理念

推進法第3条は、いじめ防止等のための対策に関して、次のとおり基本理念を定めている。いじめ防止等のための対策をするにあたっては、この3つの基本理念を常に念頭に置き、基本理念に則った対策を講じなければならない。

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめをされた人を深く傷つけ、ときにはその人の未来までも奪うことになる。だから、どのような理由があっても、いじめは絶対にしてはいけない³。

いじめた側の言い分として、「いじめられた側にも悪いところがある」と主張することがある。しかし、仮にいじめられた児童生徒に反省すべきことがあるとしても、いじめをしたということへの非難を免れるものではない。必要悪としてのいじめなどは存在しない。相手の落ち度をいじめの言い訳にしてはならない。

³ いじめ防止対策推進法
(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

保護者および学校の教職員は、児童生徒が児童生徒間のトラブルの解決の手段としていじめをすることがないように、課題に直面した場合の適切な対処の方法について、日頃から児童生徒と話し合うことが重要である。

4 いじめに対する姿勢

本市は、いじめという行為を絶対に許さない。

いじめは、すべての児童生徒に関わる問題であり、社会全体の問題である。いじめの問題は、学校を中心としつつ社会総がかりで取り組むべき課題であると認識し、すべての人が関心をもち、それぞれの立場から適切に関わることが重要である。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、対象・関係児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人およびその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り抜き、その安全・安心を確保しなければならない。

6 児童生徒の意見表明権の確保

すべてのこどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される⁴。

⁴ こども基本法
(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

いじめに関しては、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のそれぞれの過程において、児童生徒の意見表明の機会が適切に与えられなければならない。意見の表明といつても、児童生徒の年齢や性格、発達段階、意見表明の対象の性質等によって、児童生徒にとっての意見表明のしやすさが異なるため、それぞれの児童生徒の状況に応じた意見表明の機会が確保できるよう工夫をしていかなければならない。

特にいじめへの対処の過程においては、いじめられた児童生徒本人の気持ちを丁寧に聴くことが必要である。いじめられた児童生徒本人の気持ちを確認せずに、周囲の大人たちが思い込みや決めつけで対処を進めることは、当該児童生徒の尊厳をさらに傷つける可能性にもつながることに留意しておかなければならない。いじめへの対処が長期化すれば、児童生徒の気持ちにも変化が生じることもあるため、早期の段階からスクールカウンセラーを活用するなどして、定期的に児童生徒の話を聴きながら対処を進めることが必要である。

第2 いじめ防止等における取組

1 いじめ防止等の対策のために学校が取り組むこと

(1) 学校および学校の教職員の責務

学校は、いじめ防止等のための対策の最前線であり、中心的な役割を担う。学校は、教育機関としての専門性を發揮しつつ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の他の専門職の視点も取り入れながら、「チーム学校」として組織的対応をすることが求められる。また、関係者・関係機関との連携を密にし、利用可能な社会資源を最大限活用することも重要である。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校が行う取組（推進法に規定するもの）

ア 基本的施策

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

- 学校いじめ防止基本方針の策定（推進法第13条）
- 教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実（推進法第15条第1項）
- 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒が行ういじめ防止活動の支援、児童生徒・保護者・教職員に対する啓発その他の措置（推進法第15条第2項）
- いじめの早期発見のための児童生徒に対する定期的な調査その他の措置（推進法第16条第1項）
- 児童生徒・保護者・教職員向けの相談体制の整備（推進法第16条第3項）
- いじめ防止等のための対策に関する教職員向けの研修等、教職員の資質向上に必要な措置（推進法第18条第2項）
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処するための児童・保護者向けの啓発活動（推進法第19条第1項）

イ いじめ防止等に関する措置

- 複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織の設置（推進法第22条）
- 教職員、市職員その他児童生徒からの相談に応じる者および保護者からのいじめの通報への対応（推進法第23条第1項）
- 児童生徒がいじめを受けていると思われるとき（前項の通報を受けた場合を含む）の、いじめの事実の確認および教育委員会への報告（推進法第23条第2項）
- いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言（推進法第23条第3項）
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようするために必要な措置（推進法第23条第4項）
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合の警察との連携、警察への通報等（推進法第23条第6項）
- 教育上必要がある場合におけるいじめを行った児童生徒への校長または教員による懲戒（推進法第25条）

ウ 重大事態への対処

「第3 重大事態への対処」を参照

(3) 学校がいじめ防止等のための対策に取り組むにあたっての姿勢

学校がいじめ防止等の対策に取り組むにあたっては、学校いじめ防止基本方針に従い、学校のいじめ対策組織である「学校いじめ対策委員会」を中心として、組織的に対応しなければならない。この組織が実効的に機能するためには、教職員一人一人が第1で示した基本的な考え方を理解し、推進法、基本方針、ガイドライン及び生徒

指導提要に沿った対応をすることが必要であり、次のようなことが求められる。

① いじめの未然防止の段階

- ・学校教職員全員が推進法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要を理解しておくこと。
- ・学校いじめ防止基本方針の策定および改訂にあたっては、児童生徒、保護者、地域の方の意見も取り入れ、学校連絡協議会を活用するなど、地域縦がかりでいじめ防止等に取り組む体制を構築すること。
- ・いじめ防止等のために学校が行う取組について、児童生徒および保護者に対して周知しておくこと。
- ・日頃から児童生徒の話をよく聴く、様子をよく観察するなどして、児童生徒の小さな変化に気づき、必要に応じて声かけをして、児童生徒が相談しやすい関係の構築に努めること。
- ・日頃から保護者との信頼関係の構築に努めること。

② いじめの早期発見の段階

- ・いじめアンケート、タブレット端末のメール機能、面談の機会等を活用し、自発的に相談するのが難しい児童生徒からのSOSも早期に察知できる仕組みづくりをすること。
- ・児童生徒または保護者からの相談を受けるにあたっては、相談者のプライバシーに配慮し、相談者が安心して話せる環境を確保して、丁寧に話を聴くこと。
- ・児童生徒への聴き取りにおいては、事前情報による思い込みや決めつけはせず、フラットな状態で傾聴すること。
- ・いじめの情報を認知した教職員は、すみやかにいじめ対策委員会において情報共有をすること。
- ・場当たり的な対応で事態を悪化させることを防ぐため、いじめ対策委員会において、当該いじめに対する対応方針を明確にし、全教職員で共有すること。
- ・全教職員が上記対応方針を理解し、それに沿った対応をすること。

③ いじめへの対処の段階

- ・「いじめの解消」（第1の5）に沿った対処をすること。
- ・いじめられた児童生徒への対応においては、当該児童生徒の心情に配慮し、状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職を活用するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ・いじめをした児童生徒に対しては、いじめをしたことへの指導だけでなく、背景にある当該児童生徒の課題にも目を向け、当該児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職を活用するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ・児童生徒の心情は、事情の変化や時間の経過によって変化することを前提に、そ

の時々の気持ちを丁寧に聴き、臨機応変な対応を心がけること。

2 いじめ防止等のために教育委員会が取り組むこと

(1) 教育委員会の責務

教育委員会は、いじめ防止等のための対策において、最前線で中心的役割を担う学校に対し、適宜適切な助言や支援を行う。教育委員会が学校に対して助言や支援を行うにあたっては、指導主事を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門職も活用する。

また、学校の直面する課題の中で市域全体に広く共通するものについては、制度や運用の見直しを行うなど、学校におけるいじめ防止等のための対策が円滑に行われるような体制づくりをすることも求められる。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(2) 教育委員会が行う取組（推進法に規定するもの）

ア 基本的施策

- 教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実（推進法第15条第1項）
- 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒が行ういじめ防止活動の支援、児童生徒・保護者・教職員に対する啓発その他の措置（推進法第15条第2項）
- いじめの早期発見のための児童生徒に対する定期的な調査その他の措置（推進法第16条第1項）
- 児童生徒・保護者・教職員向けの相談体制の整備（推進法第16条第3項）
- いじめ防止等のための対策に関する教職員向けの研修等、教職員の資質向上に必要な措置（推進法第18条第2項）
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処するための児童・保護者向けの啓発活動（推進法第19条第1項）

イ いじめの防止等に関する措置

- 学校からいじめの報告を受けての学校への支援・指示・調査（推進法第24条）
- いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置（推進法第26条）
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合の学校相互間の連携協力体制の整備（推進法第27条）

ウ 重大事態への対処

「第3 重大事態への対処」を参照

(3) 教育委員会がいじめ防止等のための取組を行うにあたっての姿勢

教育委員会がいじめ防止等のための対策に取り組むにあたっては、学校と密な連携を取り、学校がいじめ防止等のための対策を円滑に進めることができるように、必要な支援を適時適切に行うことが必要である。

教育委員会は、学校がいじめを早期の段階で的確に把握できるよう、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストや明石市独自の報告様式等の活用によりケースの取りこぼしを防ぐとともに、それらの様式について適宜見直しを図ることも重要である。国または県の施策に基づき、有用な情報を逐次学校に発信するとともに、教職員向けの研修を行うなどして、学校教職員の資質向上に寄与することも求められる。インターネットを通じたいじめも増えていることから、すでに実施しているネット見守り活動も、今後さらなる強化が必要になる。

教育委員会は、教育相談等を通じて保護者から直接相談を受けることもあるため、学校と保護者との調整役をすることもある。特に学校と保護者との信頼関係が危機的状況にある場合、教育委員会は、冷静に状況を俯瞰し、児童生徒にとっての最善の利益が何かを判断基準として、状況を解決の方向に導くことが求められる。児童生徒にとっての最善の利益を判断するには、児童生徒の気持ちを聞くことが何よりも重要である。大人同士がヒートアップすると児童生徒の気持ちはなおざりにされがちであることに留意し、教育委員会内の支援事例対応チーム⁵や専門相談員⁶等の人的資源を有効活用しながら、児童生徒本人の気持ちを丁寧に汲み取り、多角的な視点に基づいて児童生徒の最善の利益を希求することが必要である。

また、全市立学校に共通する課題については、教育委員会が主体的に課題の解決に臨む姿勢も重要である。

3 いじめ防止等のために市が取り組むこと

(1) 市の責務

市は、いじめが社会全体の課題であり社会総がかりで取り組むべきものであるとの認識の下、市のいじめ防止等のための対策に主導的な役割を担っている。

⁵ 支援事例対応チーム

教育委員会事務局児童生徒支援課に所属する指導主事、教育相談員（教員O B）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーで構成するチーム組織。学校からの相談に対応し、具体的な事情に応じてメンバーを学校に派遣するなどして、個別のケースに対応する。

⁶ 専門相談員

教育委員会事務局児童生徒支援課では、臨床心理士による相談を毎週月曜から金曜まで実施しているほか、精神科医による相談も月に1日実施している。

とりわけ、市は、こどもに関する事業を多数担っており、児童生徒またはその保護者との関わりをもつことも少なくない。いじめ防止等のための対策の担い手であることを認識し、必要に応じて学校または教育委員会と連携することも重要である。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 市が行う取組（推進法に規定するもの）

ア 基本的施策

- いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備（推進法第16条第2項）
- 関係機関、学校、家庭、地域社会および民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（推進法第17条）
- 教員の養成および研修の充実を通じた教員の資質の向上（推進法第18条第1項）
- 生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置（推進法第18条第1項）
- 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものとの確保（推進法第18条第1項）
- いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保（推進法第18条第1項）
- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関または関係団体の取組への支援（推進法第19条第2項）
- インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備（推進法第19条第2項）
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及（推進法第

20条)

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度または救済制度等についての必要な広報その他の啓発活動（推進法第21条）

イ いじめ防止等に関する措置

- 児童生徒からの相談に応じる市職員がいじめの相談を受けた場合の学校への通報その他の適切な措置（推進法第23条）

ウ 重大事態への対処

「第3 重大事態への対処」を参照

(3) 市がいじめ防止等のための対策に取り組むにあたっての姿勢

市がいじめ防止等のための対策に取り組むにあたっては、いじめが社会全体で解決すべき課題であることを認識し、主体的にいじめの防止等のための対策に取り組むことが重要である。大人の社会で起こるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、インターネットを通じた誹謗中傷なども、いじめと同じ地平で起こる。他者を尊重する大人の態度が児童生徒のいじめの防止につながることから、市民全般に向けた人権啓発活動を行うこともいじめ防止等のために市ができる取組の一つである。

また、児童生徒の抱える課題を解決することがいじめの防止につながることもある。特に児童福祉に係る部署は、児童生徒の生活上の課題を解決するため、状況に応じて学校、教育委員会または保護者と連携することも必要である。

社会総がかりでのいじめ防止の体制を盤石にするためには、関係機関とのネットワークの構築が不可欠である。いじめ問題対策連絡協議会（推進法第14条第1項）を設置して、市がすでに有する関係機関との連携協力関係を活かすことも求められる。

さらに、重大事態においては、市長による再調査（推進法第30条第2項）に至ることも想定し、必要な場合に迅速な調査体制を構築できるよう、平時において備えておくことも重要である。

4 いじめ防止等のために保護者が取り組むこと

(1) 保護者の責務

保護者は、児童生徒にとって最も近い大人であり、児童生徒を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負っている⁷。監護養育する児童生徒がいじめ

⁷ 児童福祉法

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優

を行うことのないよう指導するほか、いじめを受けた場合には、学校と適宜相談をしながら、適切に保護をする。

また、児童生徒のインターネットの利用状況を適切に把握し、児童生徒専用の端末を持たせる場合には、適宜フィルタリングソフトを利用するなどして、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるようにすることが求められる⁸⁹。

子育てに関して悩むことがあれば、教育相談等の機会を利用し、家庭だけで抱え込まずに、必要に応じて周囲に支援を求めることが重要である。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるもの

先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

⁸ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年6月18日号外法律第79号）

(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

- 2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合は、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

⁹ 兵庫県青少年愛護条例

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することができないようにしなければならない。

- 2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

と解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(2) 保護者が行う取組（推進法に規定するもの）

ア 基本的施策

- 子がインターネットを通じたいじめを受けた場合、いじめに係る情報の削除を求め、または発信者情報の開示を請求しようとするときの、法務局に対する協力要請（推進法第19条第3項）

イ いじめ防止等に関する措置

- 子からいじめの相談を受けた場合の学校への通報その他の適切な措置（推進法第23条）

(3) 保護者がいじめ防止等の対策に取り組むにあたっての姿勢

いじめはすべての児童生徒に関わる問題であり、すべての児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなりうる。そのため、保護者は、家庭教育の観点から、いじめは絶対にしてはいけないことを確認するとともに、困ったときの適切な対処方法について話し合うなど、日頃から人とのコミュニケーションについて話題にすることが必要である。特にインターネットの利用に関しては、フィルタリングソフトを利用したら十分ということではなく、安全な利用環境の中にはあっても言葉一つでトラブルになりうるということについて児童生徒との共通認識とし、児童生徒のインターネット利用について目を配ることが必要である。

自らの子がいじめの当事者になったとき、保護者がそのいじめに向き合うときに重要なのは、子の最善の利益を考えること、保護者は子の最善の利益を実現するための支援者であるということである。同じく支援者である学校その他の関係機関と協力することが、子の最善の利益につながるという視点も忘れてはならない。

児童生徒の最善の利益が何かを考えるときに最も重要なのは、児童生徒本人の気持ちであることは言うまでもない。保護者は子にとって最も近い存在で、最も話しやすい存在ではあるが、状況によっては、近いがゆえに話しくらいこともある。そのような状況では、スクールカウンセラーの利用も検討に値する。児童生徒に寄り添い話を聞くことに長けた専門職であれば、保護者とはまた違った角度から児童生徒の心情を汲み取ることができるかもしれない。

児童生徒のいじめに関する対応で、保護者自身が疲弊してしまうこともある。その場合には、保護者自身が支援を求める必要もある。保護者に気持ちの余裕が生まれることで、児童生徒の心情の安定につながることもある。教育相談を利用するなど、保護者自身が必要なときにSOSを出すことも重要である。

5 いじめ防止等のために地域の方ができること

いじめは学校の中だけの問題ではなく、社会全体で解決すべき課題である。

すでに保護者による「ながら見守り活動」、スクールガードや補導委員、民生児童委員等による見守り活動が実施されているところであるが、学校連絡協議会を活用するなどして日頃から学校との連絡を密にしながら、見守り活動がより機能的に行われるよう工夫することも重要である。

学校と直接の関わりのない地域の方であっても、登下校中や放課後の様子で、いじめが疑われるような状況があれば、適宜学校に情報提供をしていただくとともに、緊急を要する状況であれば、警察への通報や当該児童生徒らへの声かけなどをしていただくなど、地域の大人としてできることがある。大人に守ってもらえたという経験は、必ず児童生徒の生きる力になる。

6 いじめ防止等のために児童生徒ができること

児童生徒は、自分に関わる事柄について自由に意見を述べる権利（意見表明権）があると同時に、関係する大人にはその意見を聴き、考慮することが求められる。それは、児童生徒が一人の人として、尊厳を守るべき大切な存在だからである。

いじめの問題に取り組むとき、周囲の大人が児童生徒のことを思う気持ちが強いと、つい思いが先走り、児童生徒自身の本当の気持ちが置き去りにされてしまうことがある。「よかれと思って」したことが本当に児童生徒の気持ちに沿ったものであるかは、児童生徒本人に確かめる必要がある。

児童生徒が自分の気持ちを打ち明けることは、勇気のいることであるという前提に立ち、児童生徒が気持ちを打ち明けやすい環境をつくることが必要である。そのためには、担任教諭との日頃からの信頼関係の構築が重要であるだけでなく、心や体の悩みについて話を聞く養護教諭、学校配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会事務局児童生徒支援課で実施する専門相談等、既存の相談制度の活用のほか、学校関係者には相談しづらいという事情に合わせて市長部局で実施する相談の活用も望ましい。

第3 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次の①②のいずれかに該当する場合をいう（推進法第28条第1項）。

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態は、いじめにより「重大な被害が生じた疑い」または「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることをいうのであって、「疑い」の段階から重大事態としての対応を始めなければならない。

2 重大事態への対処

教育委員会および学校は、重大事態の場合には、その事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会または学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わなければならない（推進法第28条第1項）。この調査の目的は、推進法が規定するとおり、①重大事態への対処と②同種事態の発生防止である。

教育委員会および学校は、重大事態への対処にあたり、推進法を遵守するとともに、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省令和6年8月改訂版）、県の「兵庫県いじめ防止基本方針」（以下「重大事態関係法令等」という。）に沿って対処をする。ただし、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であるから、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げない。

なお、ここには本基本方針策定時における法令等を示したが、改正または改訂等がなされた場合には、最新のものを適用するものとする。

3 平時からの備えの重要性

いじめへの対処においては、適切かつ迅速な初動対応をすることが求められる。初動対応のミスは、いじめの重大化および被害の重篤化の要因となり得ることに留意しなければならない。また、初動が遅れると、聴取対象者の記憶の風化や資料の散逸を招き、事実認定の困難化にもつながる。

適切な初動対応のあり方は事案の個別具体的な事情によるが、平時から備えておけるものについては万全の準備をしておくことが、迅速な対応を可能とするために必要である。特にいじめの重大事態においては、調査組織の公平性および中立性が求められている。そのため、専門家や第三者として調査を行う調査委員を迅速に確保できるよう、平時から、職能団体や関係機関との連携体制の構築を図り、調査委員候補者の推薦を得るための手順をこれらの団体や機関との間で確認しておくことが求められる。

推進法は、そのための方法として、教育委員会の附属機関の設置（第14条第3項）、市長の附属機関の設置（第30条第2項）を規定している。

より迅速な調査の開始を可能とするため、平時において可能な限り調査組織の枠組みを整えておき、いじめの重大事態を認知した段階で適切かつ迅速な対応が可能となるように備えておくことが重要である。

第4 評価検証

市は、いじめ防止等のための対策について、その実施状況及び実効性を事後的に評価・検証するとともに、必要があると認める場合には、外部の有識者および関係機関の助言を得ながら、より実効性の高いものとなるよう改善を図る。

第5 本基本方針の見直し

市は、児童生徒を取り巻く環境の変化、社会の動向、国及び県の新たな施策等への情報感度を高め、必要があると認める場合には、本基本方針の見直しを検討し、改正を含めた措置を講じる。